

中間とりまとめ  
(案)

令和 6 年 5 月

ガイド人材の活性化に係る検討会

## 目次

1. はじめに	1
2. ガイド人材共通の課題について	3
(1) 訪日外国人旅行者の状況	
(2) ガイド人材の共通の課題	
3. 多様な主体の外国語ガイドに係る課題について	7
4. 通訳案内士法上の有資格者に係る課題について	12
(1) 全国通訳案内士試験	
(2) 通訳案内研修の在り方	
(3) 全国通訳案内士の認知度及び付加価値の向上策	
5. おわりに	19
○ 委員等名簿	

※本検討会の検討に際し、以下の調査を実施した。

- ①通訳案内士に対するアンケート調査結果（実施主体：観光庁）  
（参考4、参考5、参考6、参考18、参考19関係）  
実施時期：令和5年12月  
調査対象：全国通訳案内士、地訳案内士  
実施方法：Webフォーム、郵送  
有効回答数：有効回答数：全国通訳案内士4,294件、地域通訳案内士487件
- ②令和5年度観光ガイド団体調査（実施主体：日本観光振興協会）  
（参考7関係）  
実施時期：令和5年12月～1月  
調査対象：全国の観光ガイドを行っている組織  
実施方法：Webフォーム、郵送、FAX  
有効回答数：1,165件
- ③ガイド人材に求められるニーズに関する調査（実施主体：観光庁）  
（参考8、参考9、参考10、参考11、参考12、参考13、参考14関係）  
実施時期：令和6年3月  
調査対象：訪日外国人旅行者  
実施方法：調査員による面接方式  
有効回答数：1,897件

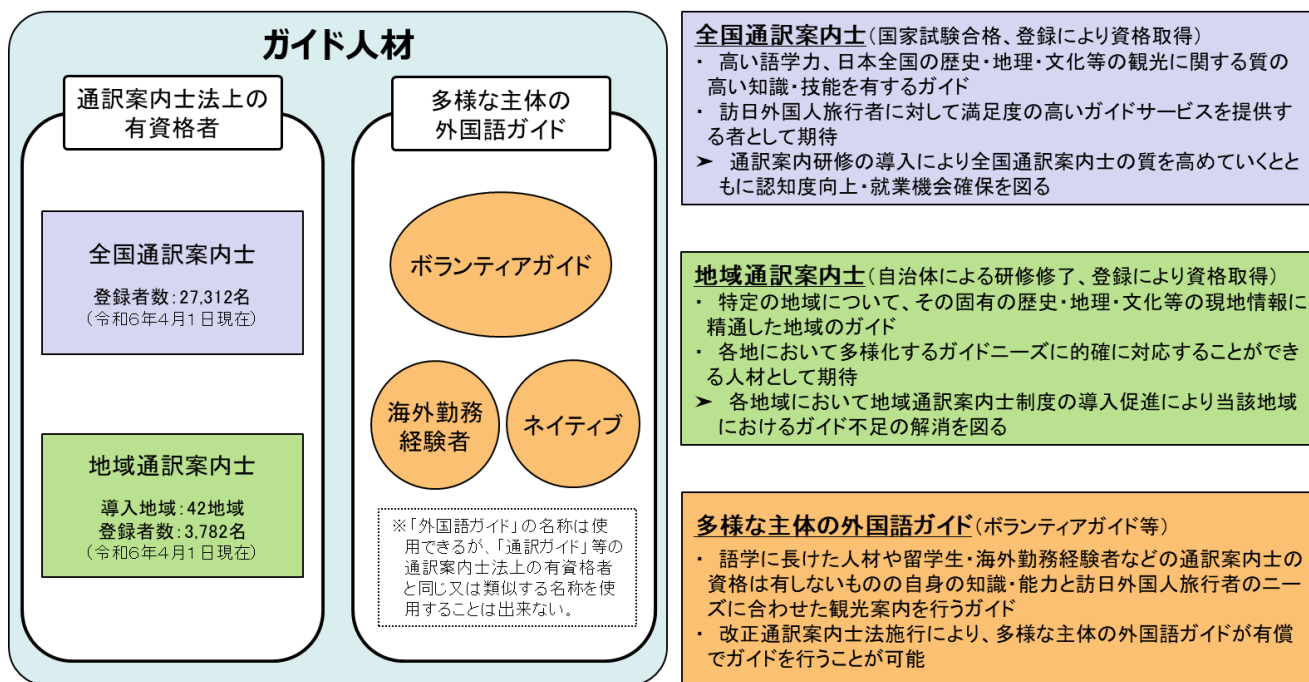
## 1. はじめに

新型コロナウイルス感染症により、2020年（令和2年）からインバウンド需要は一時的にほぼ蒸発した。2022年（令和4年）10月、我が国は水際措置の大幅緩和を行い、訪日外国人旅行者数は堅調に回復してきている。

また、2023年（令和5年）3月に政府は新たな観光立国推進基本計画を策定し、2025年度（令和7年度）までの観光政策について、「持続可能な観光地域づくり」、「インバウンドの回復」及び「国内交流拡大」の3つの戦略で施策を推進することとされた。とりわけ訪日外国人旅行者の年間旅行消費額については、コロナ禍前を上回る5兆円の早期達成を目指すこととされているところ、2023年（令和5年）の同消費額において目標額を超えている。

インバウンド需要が回復し、拡大していく中においては、訪日外国人旅行者からの多様なニーズに対応できるガイドの確保が重要である。本検討会では、これら訪日外国人旅行者に対応するガイドを「ガイド人材」と称することとし、法律上の資格の有無によってそれぞれ「通訳案内士法上の有資格者」（全国通訳案内士及び地域通訳案内士）と「多様な主体の外国語ガイド」（通訳案内士法上の資格を有しないボランティアガイド、海外勤務経験者やネイティブ等の語学能力を活かしたガイド）とに分類して議論することとした。

（参考1）「ガイド人材の活性化に係る検討会」におけるガイド人材等の定義



このようにガイド人材には、全国通訳案内士や地域通訳案内士といった通訳案内士法上の有資格者のみならず、ボランティアガイド等の法律に基づく資格を有さずに訪日外国人旅行者に対応する多様な主体の外国語ガイドがあり、それぞれに知識や技能等を活かした活動をしている。そのため、訪日外国人旅行者の満足度の高い旅行を支える観点から、ガイド人材全体の質の維持・向上、活用促進を図ることが肝要である。

また、通訳案内士法上の有資格者については、通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成29年法律第50号）の施行（2018年（平成30年）1月4日）から5年が経過しており、同法附則第25条に基づき検討をする時機でもある。

これらの状況を踏まえ、本検討会においては、通訳案内士団体等からのヒアリング等を通じて

課題を抽出し、その解決及びガイド人材の充実を図るための方策について議論を行い、その成果を以下のとおり中間的に取りまとめた。

## 2. ガイド人材共通の課題について

### (1) 訪日外国人旅行者の状況

「訪日外国人旅行者数の推移」は、2022年（令和4年）10月に個人旅行が解禁となって以降、訪日旅行者数は順調に伸びている。コロナ禍前の2019年（令和元年）と比較して、2023年（令和5年）は約2,507万人（推計値）と78.6%の回復率となっている。とりわけ中国からの旅行者を除く2019年（令和元年）からの回復率については、101.6%とコロナ禍前の水準に達している。

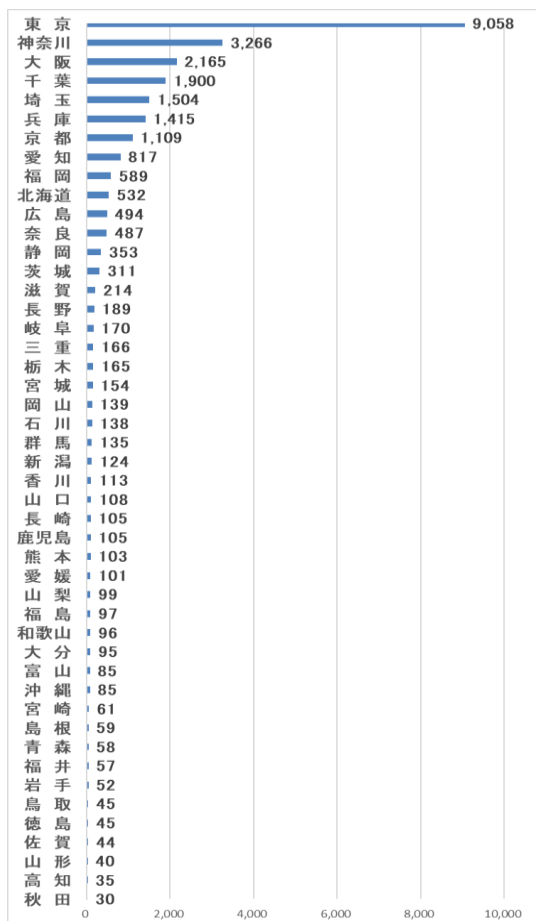
訪日旅行者数の多かった国・地域としては、1位が韓国、次いで台湾、中国、香港、米国の順であり、コロナ禍前の2019年（令和元年）は、1位が中国、2位に韓国であった点と傾向が変わっている。

### (2) ガイド人材の地域別、年齢別、言語別偏在

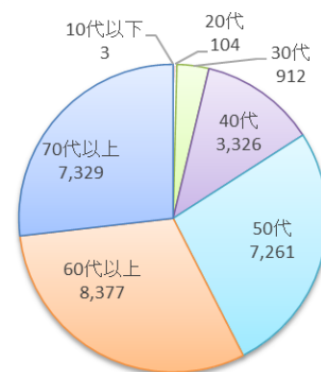
このような訪日外国人旅行者の回復に対し、新型コロナウイルス感染拡大に伴う訪日外国人旅行者の入国制限のため離職を余儀なくされた者の復職は一部に留まることや、コロナ禍前と比較した国・地域別来訪者の傾向の変化などから、ガイド人材は不足していると言われている。このため、以下のとおり、全国通訳案内士、地域通訳案内士の登録状況を参考に議論を行った。なお、特に地域別、言語別の偏在や、ガイド人材の高齢化といったことに関しては、多様な主体の外国語ガイド全体の実態把握が困難でありガイド人材全体の状況を把握することはできないことに留意する必要がある。

（参考2）全国通訳案内士の登録状況（2024年（令和6年）4月1日現在、27,312名）

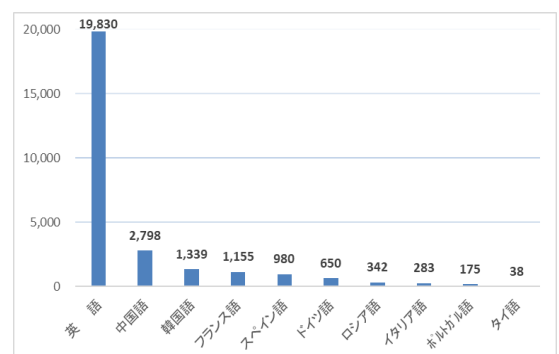
都道府県別全国通訳案内士登録者数（人）



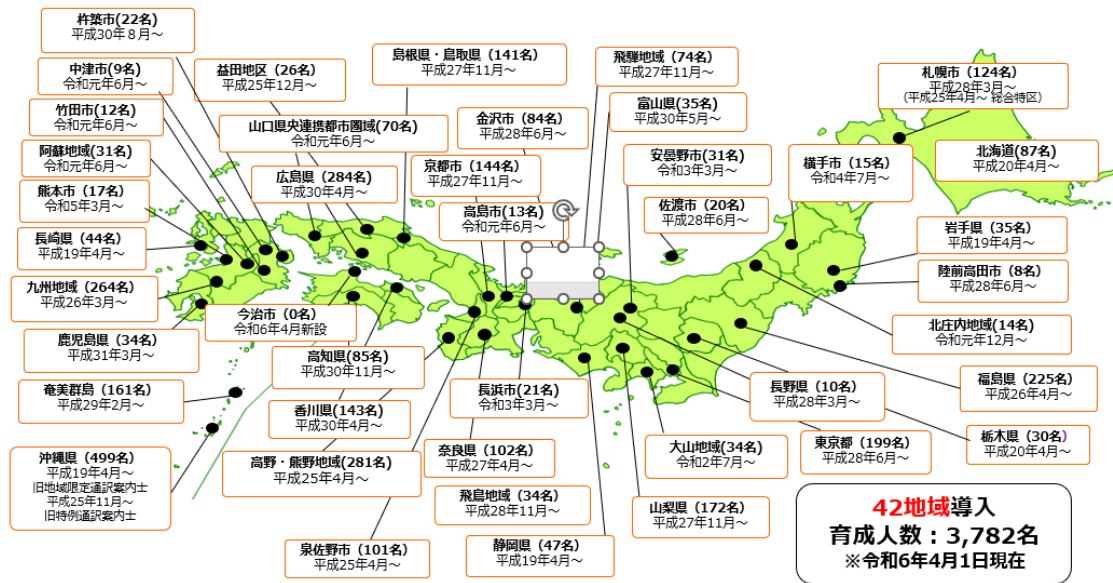
年代別全国通訳案内士登録者数（人）



言語別全国通訳案内士延べ登録者数（人）



(参考3) 地域通訳案内士の導入状況



また、全国通訳案内士や地域通訳案内士の登録者であっても、ガイド人材として稼働していない者もいることから、通訳案内士法上の有資格者に対して業務の実態を把握するためのアンケート調査を行い、分析を行った（有効回答数：全国通訳案内士 4,294名、地域通訳案内士 487名）。

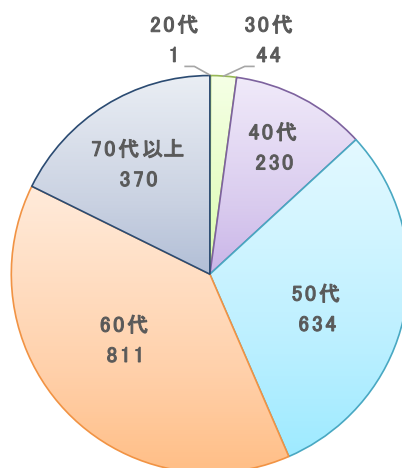
調査において、現在、通訳案内士法上の有資格者として活動中（専業、兼業問わず）と回答のあった者の居住地と活動地域（複数回答）の状況としては、居住地において専ら又は主として活動しているものの、他の地域での活動をしている通訳案内士法上の有資格者も一定数おり、居住地（登録地）の偏在が直ちに問題となるものではない。ただし、別地域からガイド人材を派遣するなどの場合には、ガイド人材の移動や事前下見等の追加コストが発生するなどの影響があることには注意が必要である。また、その地域におけるガイド人材の需要が一時的なものに留まらず継続していることが、地域におけるガイド人材の定着には必要である。

活動中の通訳案内士法上の有資格者年代別比率では、年代別全国通訳案内士登録者の分布と傾向的には変わらず、50代及び60代が大半を占める状況であった。

(参考4) 通訳案内士法上の有資格者の居住地、活動地域 (n=2,090)

居住地 \ 活動地域	北海道	東北	関東	北陸信越	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄
北海道 (n=51)	51	15	14	10	7	11	8	3	7	1
東北 (n=65)	13	64	18	11	7	13	5	4	5	1
関東(n=1,007)	113	141	1,002	298	300	381	277	136	144	80
北陸信越 (n=76)	4	6	22	72	28	12	6	1	3	3
中部 (n=121)	7	6	45	46	120	58	20	12	9	7
近畿 (n=442)	31	31	105	105	119	442	170	102	67	34
中国 (n=117)	2	0	5	3	2	15	116	33	11	1
四国 (n=39)	0	0	4	3	4	12	17	39	3	1
九州 (n=122)	2	1	12	5	7	12	25	11	121	16
沖縄 (n=38)	0	0	2	0	2	2	1	0	2	38
国外 (n=12)	9	4	10	8	7	9	5	5	9	5

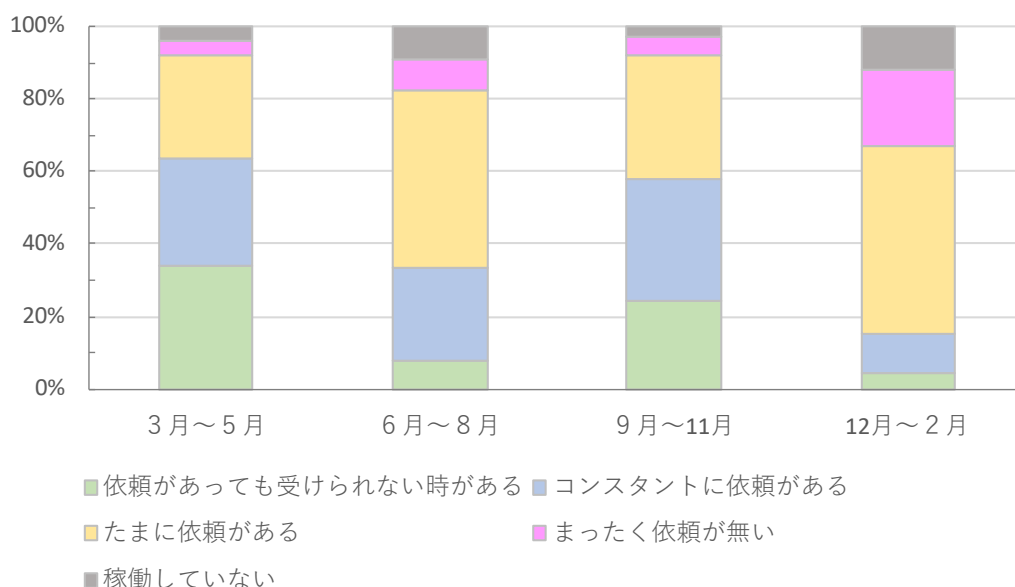
(参考5) 通訳案内士法上の有資格者の年代別活動者数(人) (n=2,090)



言語の偏在については、実際のガイドの現場では英語やイタリア語、フランス語のガイドが不足することがあり月によっては依頼を受けられない状況もあった半面、中国語ガイドはパッケージ団体ツアーとして雇われる機会がほとんどなくなってきているとの報告等があり、言語別の比率(言語別バランス)が問題なのではなく、言語ごとに応じられるガイド人材の数(需給バランス)の問題として捉える必要があるものと考えられる。

これらの状況から、地域の偏在についてはガイド人材の移動により対応ができることや言語の偏在については多数登録されている英語のガイドでも需要に対応できない時期もあることから、地域や言語による偏在が直接の課題ではなく、ガイド人材全体として需要に対応できるようにすることが必要である。したがって、ガイド人材の安定的な稼働も踏まえると、継続して業務があることが重要であり、様々な機会においてガイド人材の利用に係る周知を行うなど、閑散期の底上げをすることがガイド人材の底上げに繋がると考えられる。

(参考6) 専業者及び兼業者の季節別活動状況 (n=2,018)



他方、年齢別の偏在については、通訳案内士法上の有資格者の登録状況及び活動状況がいずれも50~60代が大多数を占めており、若年層の担い手を増やすことが重要であることから、学

生等へガイド人材の業務を知ってもらう機会を増やす等の施策が肝要である。若年層向けにガイド人材の魅力を知ってもらう施策としては、経験が豊富な通訳案内士法上の有資格者がキャリアパスや受注方法を披露したり、多様な主体の外国語ガイドが通訳案内士法上の資格を有さないガイドとしての経験を紹介したりする等の、ガイド人材から自らの経験を語ってもらうような機会を増やすことも、未経験者・経験の浅いガイド人材にとっては有益である。また、一部の高収入ガイド人材の成功事例の発信も有用ではないかと考えられる。

なお、ガイド人材の認知度・魅力の向上を目的とした、優秀なガイド人材が評価される仕組みについては、既に民間のガイド団体等においてガイド表彰活動が行われていることから、その動静に注視しつつ、その状況を踏まえ検討することが望ましい。



### 3. 多様な主体の外国語ガイドに係る課題について

2018年（平成30年）1月4日に施行された改正通訳案内士法では、通訳ガイドの量的不足やガイドニーズの多様化に対応するため、改正前の通訳案内士の業務独占制は廃止（ただし、全国通訳案内士及び地域通訳案内士の名称独占制であることから、これらの名称やこれらに類する名称を無資格者が名乗ることはできない。）となり、通訳案内士法上の有資格者ではなくとも有償での通訳案内業務を行うことが可能となった。

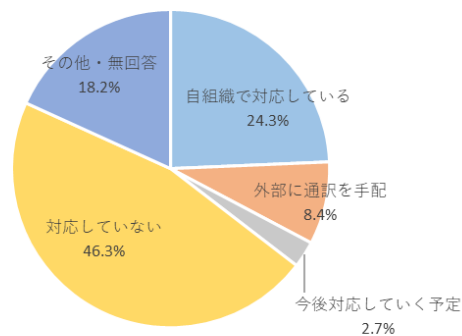
しかしながら、多様な主体の外国語ガイドは、通訳案内士法上の有資格者のように都道府県知事に登録を要するものではないこと等のため、活動の状況把握ができていない。

2023年度（令和5年度）に全国の観光ガイド（訪日外国人旅行者への対応に限らない）を行っている組織に対する観光ガイド団体調査（（公社）日本観光振興協会実施）の結果では、外国人観光客に対応している組織は約24%、所属ガイドのうち通訳案内士法上の有資格者は約2.1%となっている。また、全国通訳案内士の試験を受けたことがある所属ガイドがいる組織は14.3%であり、受験しない理由（複数回答）としては、難易度が高いこと（40.3%）が最も多く、ボランティアとして働きたいこと（32.9%）、メリットがない（20.5%）、費用が高い（8.2%）と続き、約3分の1が有償でのガイドを行うことを求めていることがわかった。

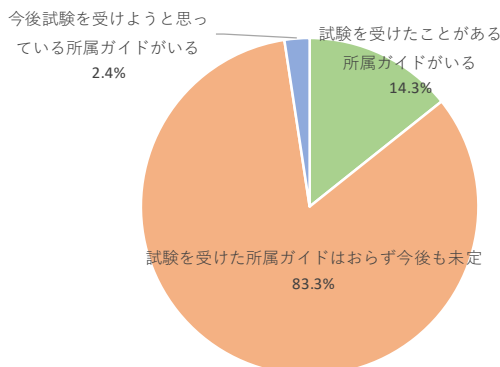
（参考7）令和5年度観光ガイド団体調査

組織数	ガイド人数		平均年齢
	うち全国通訳案内士	うち地域通訳案内士	
1,635	37,724	593	68.1

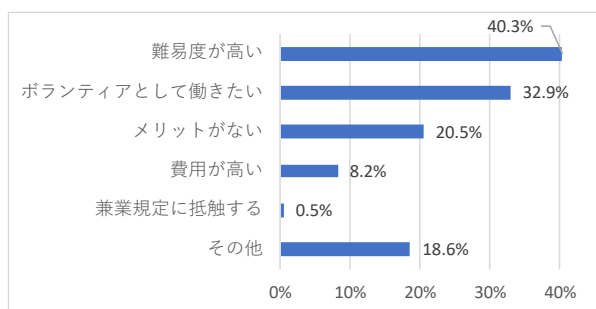
外国人案内対応の状況（n=1,163）



全国通訳案内士試験の受験状況（n=968）



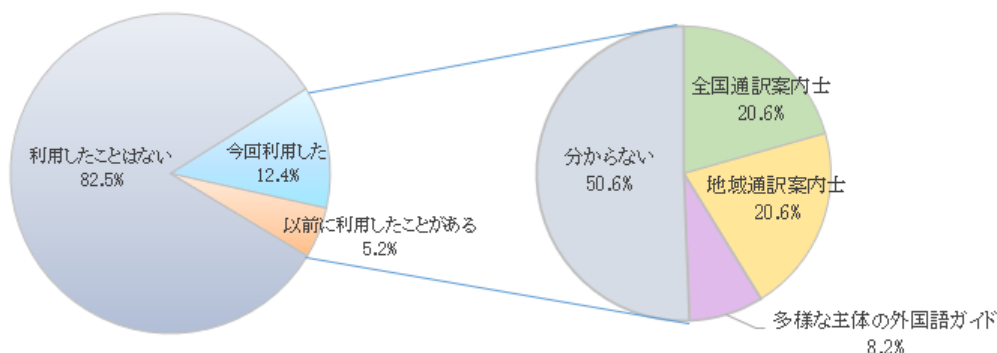
全国通訳案内士試験を受験しない理由（n=742）



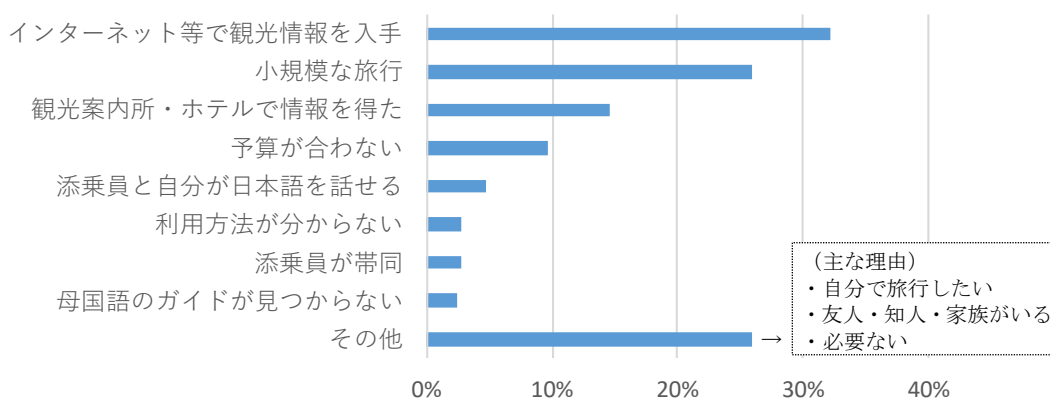
このほか、訪日外国人旅行者に対してガイド人材に求められるニーズに関する調査を行ったところ、ガイドの利用経験がある訪日外国人旅行者は2割弱であった。利用したことはないと回答した者の利用しない理由としては、インターネットや観光案内所・ホテル等から情報を入手している、小規模な旅行のため不要といった理由のほか、自分（一人）で旅行がしたいため、友人・知人・家族等に案内してもらうためといった理由が見られた。観光資源の付加価値を高め、訪日外国人の満足度を高めることができる観光案内等、他の情報媒体だけでは得ることのできないことによる差別化していくとともに、訪日外国人へも訴求していくことが重要ではないか。

(参考8) ガイド利用経験

			通訳案内士法上の有資格者		多様な主体の外国語ガイド等	
			全国通訳案内士	地域通訳案内士	多様な主体の外国語ガイド	分からない
利用あり	今回	233	52	48	22	111
	以前	97	16	20	5	56
利用したことはない		1,553				

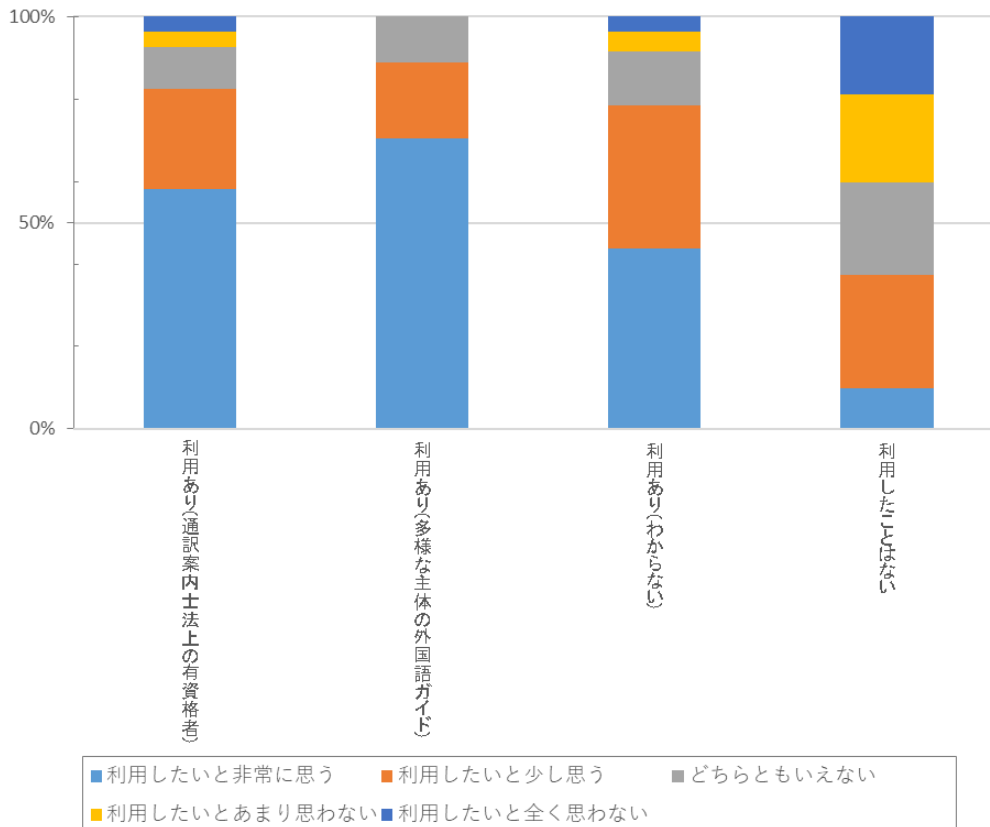


(利用しない理由 (複数回答))



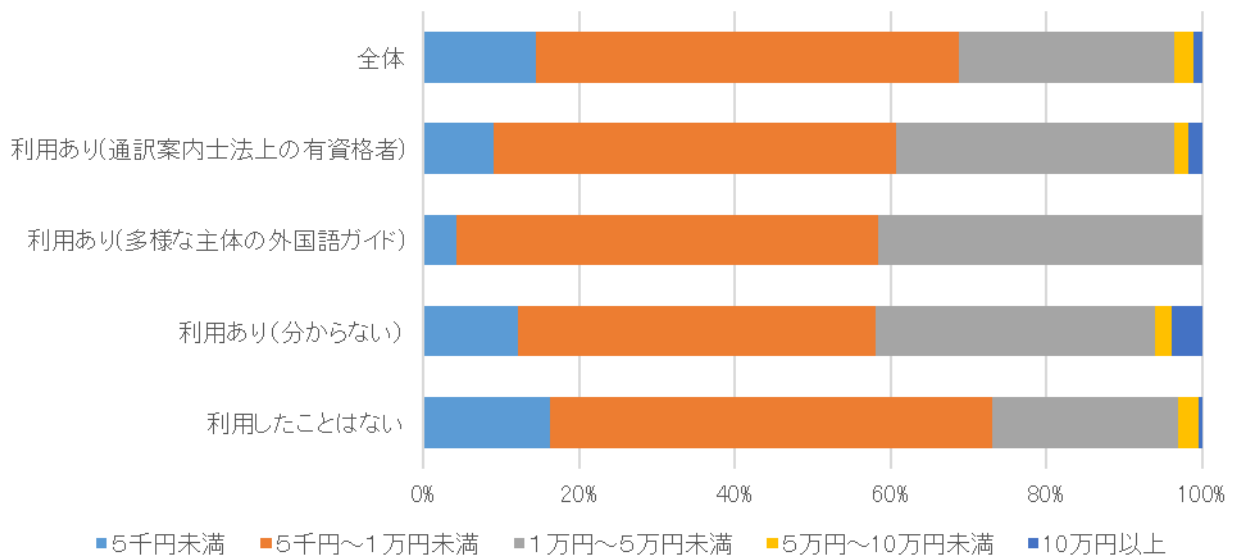
利用経験がある訪日外国人旅行者は、通訳案内士法上の有資格者を利用した者、多様な主体の外国語ガイド等を利用した者のいずれも、今後のガイド利用意向が高く、利用経験がない旅行者ほど利用意向が低かった。なお、今後のガイド利用意向がある（利用したいと非常に思う、利用したいと少し思う）旅行者が考える1日当たりガイドに支払える金額については、ガイドの利用経験のない旅行者の1万円未満と回答する割合が高かった。

(参考9) 今後のガイド利用意向



※ ( ) は過去に使用したガイド種別

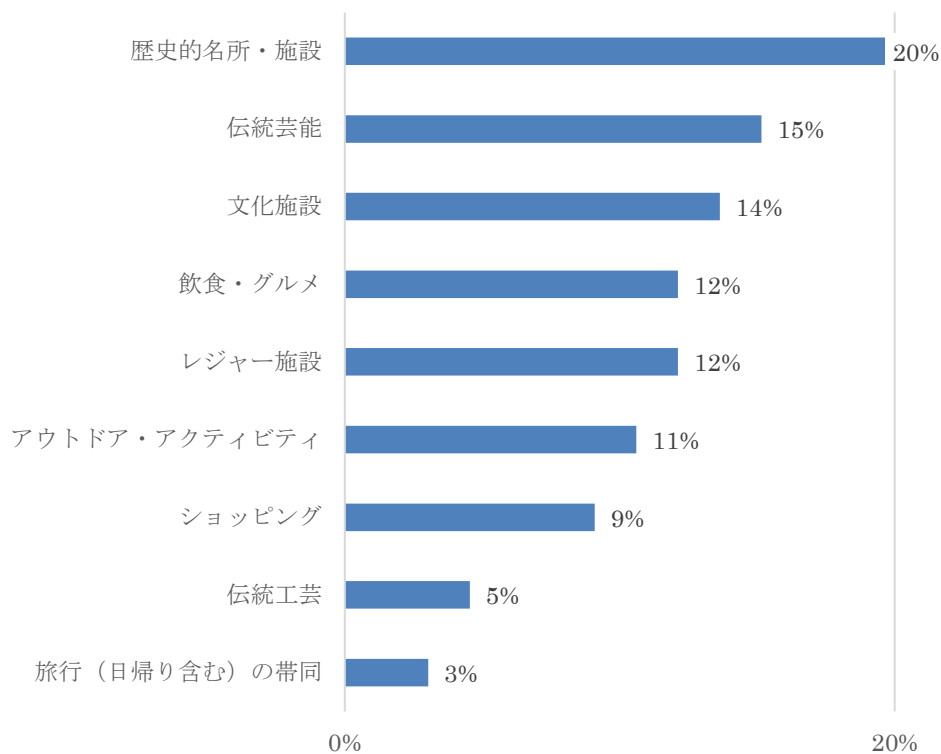
(参考10) (今後のガイド利用意向ありの場合、) 1日当たりガイドに支払える金額



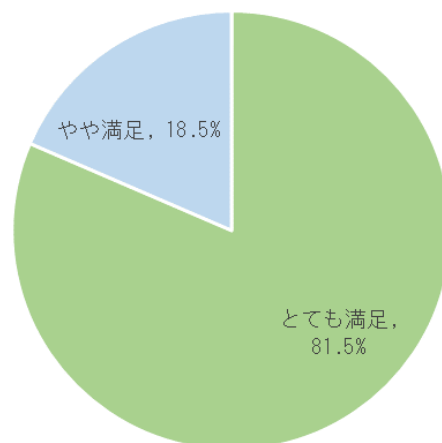
※ ( ) は過去に使用したガイド種別

多様な主体の外国語ガイドの利用経験がある旅行者の利用シーンは、歴史的な名所・施設の割合が最も高かったが様々なシーンで利用されており、利用したことの満足度も概ね高い状況であった。

(参考 11) 多様な主体の外国語ガイドの利用シーン (複数回答) (n=27)

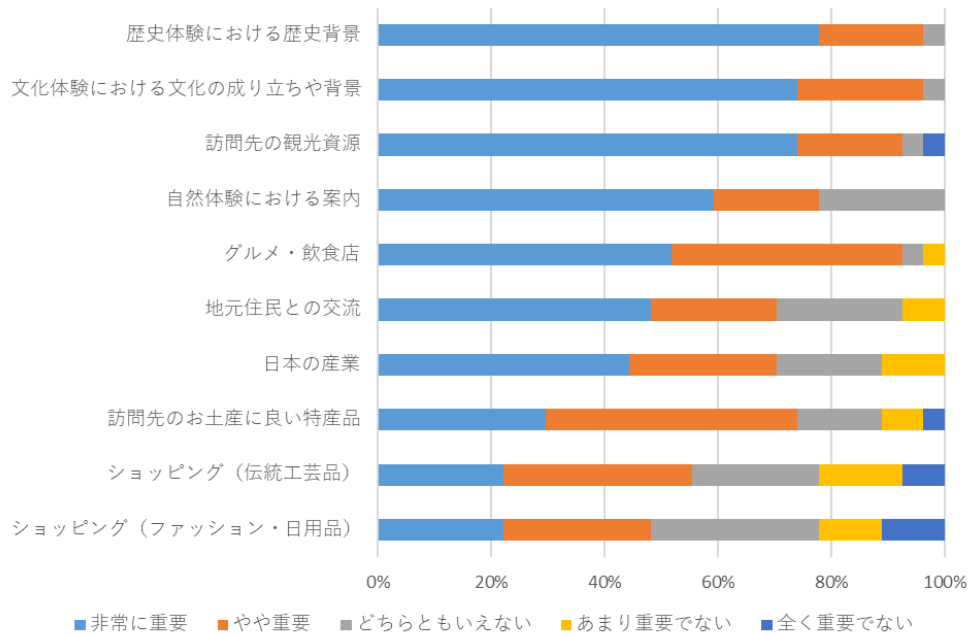


(参考 12) 多様な主体の外国語ガイドの満足度 (n=27)

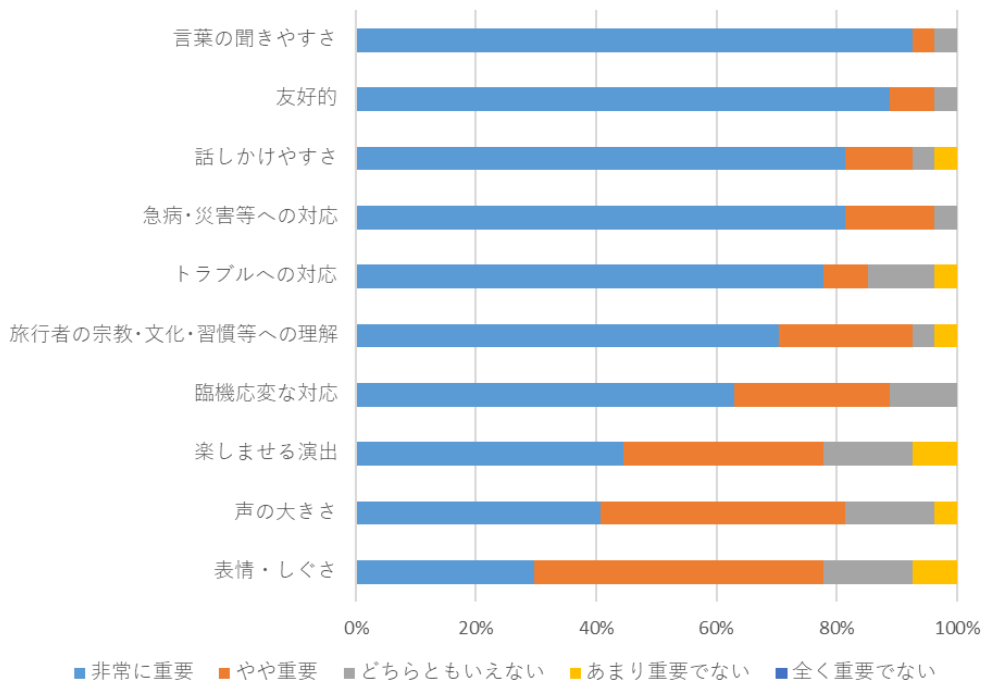


さらに、多様な主体の外国語ガイドを利用した旅行者が、ガイドに求める知識について尋ねたところ、歴史的・文化的背景や観光資源に関する知識がより重要視されていた。また、ガイドに求める姿勢については、聞きやすさ・話しやすさ等につき、急病・トラブル等の危機管理に関する事項が重要とされていた。これらについては、5年ごとの通訳案内に関する研修（以下「通訳案内研修」という。）における受講科目となっているものもあることから、法的な義務等はないものの、多様な主体の外国語ガイドにおいても通訳案内研修を受講することが推奨される。

(参考 13) ガイドに求める知識 (n=27)



(参考 14) ガイドに求める姿勢 (n=27)



また、通訳案内士法改正によりガイド人材の不足やガイドニーズの多様化に対応できているか、業務独占制廃止がどのように影響したのかについても今後の検討課題であると考えられる。

#### 4. 通訳案内士法上の有資格者に係る課題について

通訳案内士制度は、通訳案内士法（昭和24年法律第210号）が2018年（平成30年）1月に改正されたことにより、改正前の通訳案内士の名称は「全国通訳案内士」に改められ、新たに「地域通訳案内士」が追加された。そして、通訳案内士でなければ通訳案内業務を行えないとしていた業務独占規定が削除され、資格を持たなくとも通訳案内業を行うことができるようになった（資格を持たない者は、全国通訳案内士や地域通訳案内士の名称やこれらに類する名称を使用することができない名称独占資格となった。）。

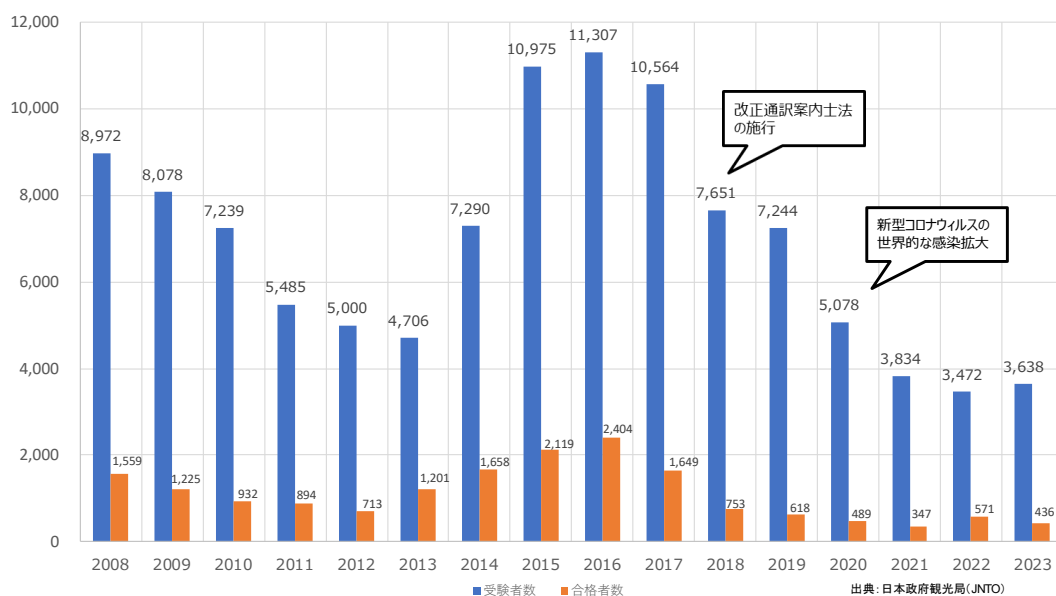
##### (1) 全国通訳案内士試験

全国通訳案内士試験は、年に一回行われており、筆記（第1次）試験として外国語、日本地理、日本歴史、産業、経済、政治及び文化に関する一般常識（以下「一般常識」という。）及び通訳案内の実務の5科目が行われ、筆記試験の合格者に対し通訳案内の実務に係る外国語の口述（第2次）試験を行っている（通訳案内士法第6条、全国通訳案内士試験ガイドライン（2））。受験資格は特になく、年齢、性別、学歴、国籍等に関係なく受験が可能である。

実施会場は全国8か所（東京、大阪近郊、福岡、札幌、仙台、名古屋、広島、那覇）、外国語言語は10言語（英語、フランス語、スペイン語、ドイツ語、中国語（簡体字、繁体字）、韓国語、イタリア語、ポルトガル語、ロシア語及びタイ語）があり、受験手数料は11,700円となっている。試験会場については、2006年（平成18年）から2019年（令和元年）まで海外での受験会場があったものの、2020年（令和2年）から廃止されており、2021年（令和3年）は国内会場のうち仙台、名古屋及び広島で実施を見合わせている。

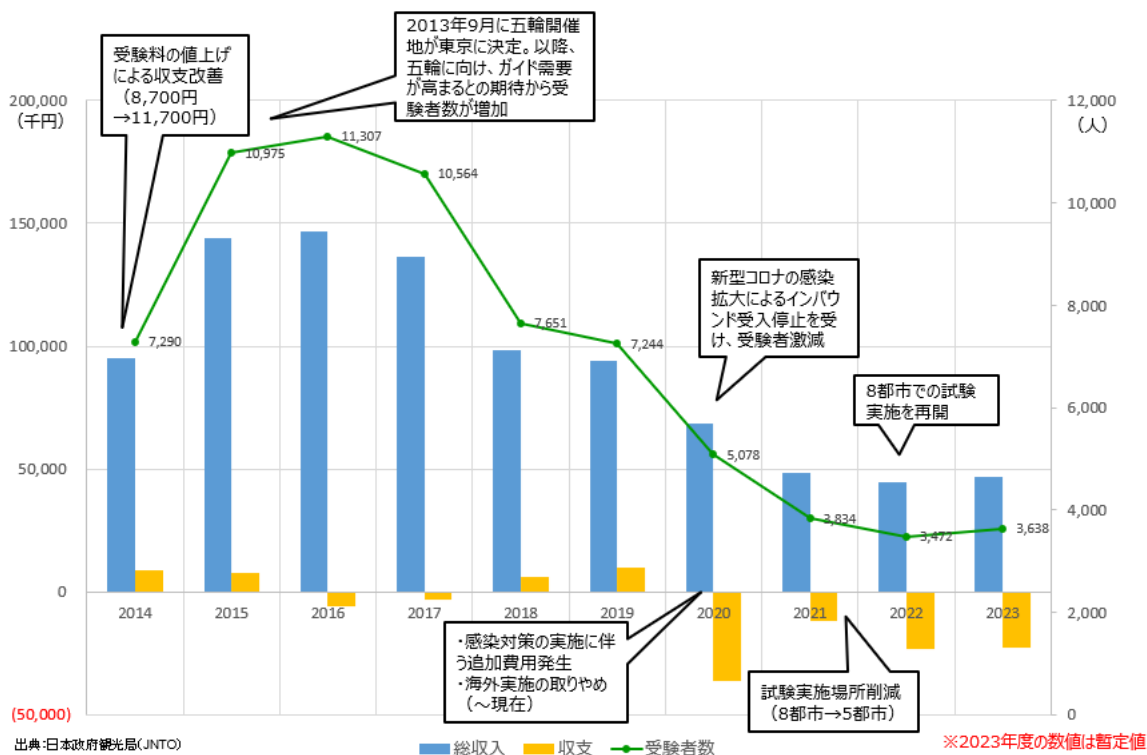
全国通訳案内士試験の受験者数と合格者数はともに、2016年（平成28年）をピークに減少傾向となっている。

（参考15）全国通訳案内士試験の受験者数・合格者数の推移（人）



全国通訳案内士の試験事務については、独立行政法人国際観光振興機構（JNTO）が行っている（通訳案内士法第11条第1項）ところ、試験事務に係る収支は近年赤字となることが多い。受験手数料は、実費を勘案して国土交通省令で定められている（同法第10条第1項）が、受験者数の減少に伴い収支が均衡していない状況となっている。

(参考 16) 全国通訳案内士試験事務に係る収支の推移 (前回の受験料値上げ (2014 年) 以降)



今後は、語学能力の水準は維持しつつも受験しやすい環境を整え、受験者数を増やす取組を通じて全国通訳案内士の拡大を図っていくことが必要である。

① 筆記試験科目

全国通訳案内士の外国語の筆記試験は、その 10 言語のうち中国語 (繁体字)、タイ語、ロシア語、ポルトガル語の 4 言語を除く 7 言語について、所定の検定試験等に合格している者の当該外国語科目筆記試験を免除することができる (通訳案内士法第 7 条第 3 号、同法施行規則 (昭和 24 年運輸省令第 27 号) 第 3 条第 3 号)。

そこで、現在免除規定のない 4 言語の筆記試験科目に対し、その試験を免除する資格試験等についての検討を行った。現在、免除資格となっている 7 言語 11 資格と水準が同程度以上となる言語検定等について専門家の意見も聴きつつ検討したところ、新たに中国語 (繁体字) について台湾華語 (中国語) 能力検定試験 (TOCFL) (台湾国家中国語能力試験推進委員会) の Level 6 精通級 (C2) が、これに該当するものと認められる。

また、既存の各免除資格についても、有効期間の定めがない免除資格はその知識又は能力が保持されていると認められる相当の期間を設定する等の免除基準、有効期間の統一についての検討が必要と認められる。

全国通訳案内士としての必要な知識を問うべき筆記試験として、外国語科目については難易度を高く保ち続けることが相当であるが、日本地理、日本歴史、一般常識については、これまでの試験より基礎的な知識を問うものとして試験が実施されるよう、試験方法を定めることが適当である。

これらの筆記試験科目に係る変更については、受験者への周知等も考慮しつつ所要の検討等を行った上で 2024 年度 (令和 6 年度) 試験から順次実施することが望ましい。

なお、全国通訳案内士試験について、外国人の受験者を想定した試験制度の検討を行った

方がよいとの意見があったことを付言する。

## ②受験手数料

全国通訳案内士試験の受験手数料については、1989年（平成元年）から2014年（同26年）までの間に8回の改定を経て4,700円から11,700円となっており、この間の引上げ幅は50円から3,000円となっている。

直近3年間の収支を分析したところ、出願者数を4千人から5千人の間で想定して試算すると、収支均衡となる額が17,000円（現行より+5,300円）から14,850円（同+3,150円）となった。本試算について議論したところ、試験運営の効率化を図っているものの会場費等の固定費の削減は利用者利便が低下する等の懸念があるなど判断が難しく、費用対効果と受験者利便を衡量するべきであることもあり、受験手数料の引上げについてはやむを得ないとの意見が大宗を占めたことから、当該範囲の受験手数料にて2024年度（令和6年度）試験からの実施に向けて検討することが望ましい。

具体的な受験手数料の改定額については、過去の引上げ幅（率）や受験者数の増加の取組等を検討のうえで国土交通省令に規定する必要がある。他方、受験手数料の引上げのみとなることのないよう、引き続き試験事務経費の削減や試験の改善、全国通訳案内士の魅力向上等の取組みを実施していくべきである。

## (2)通訳案内研修

### ①研修内容に係る基準の明確化

全国通訳案内士には、旅行者の関心事項に対応した幅広い「知識」と顧客満足度を高める「能力（スキル）」の両面が必要とされる。そのため、全国通訳案内士には5年ごとに通訳案内研修の受講を義務づけている（通訳案内士法第30条第1項）。研修は、観光庁長官の登録を受けた登録研修機関（通訳案内士団体等）が実施しており、研修事項としては、「旅程管理等」や「危機管理」に関する科目を行うものであることとされ、このほかに全国通訳案内士の品位の保持及び資質の向上を図るための研修を登録研修機関の判断により独自に実施することができることとしている。

観光庁ウェブサイトには、全国通訳案内士の通訳案内研修受講義務の案内とともに、登録研修機関の一覧を掲載しているところ、研修受講者の利便性確保を踏まえ研修形式（対面、オンライン等）や研修時間等の掲載項目の拡充を図ることが望ましい。その際、研修日程や受講料、各研修の特徴などの適時の更新が必要な項目や一覧だけでは誤解を生じさせかねない項目については、各々の研修機関のウェブサイトでの確認へ誘導するためのURLの掲載に留めるなど考慮すべきである。

通訳案内研修の内容等については、通訳案内士法第39条、同法施行規則第28条各号及び通訳案内士法施行規則第28条第3号、第4号及び第6号の観光庁長官が定める通訳案内の研修に係る内容及び方法等の基準（平成30年観光庁告示第1号。以下「研修告示」という。）により定められている。研修告示には、通訳案内研修として行うべき事項及び時間とともに、登録研修教材が通訳案内業務を行う者として必要な知識及び能力を習得させるのに適当であること、研修として行うべき事項を履修させるのに必要な内容を含むこと、その他適当と認められる内容のものであること、が定められている（研修告示第1項、第3項及び別表）。



### (参考 17) 研修告示別表

事 項	時 間
1 旅程の管理等に関する基礎的な科目 一 旅行業に関する基本的な事項 二 旅程管理の実務に関する事項 三 通訳案内の業務に係る法令遵守に関する事項 四 その他旅程の管理等に関する基礎的な事項	おおむね一時間以上
2 災害の発生時における適切な対応等危機管理に関する科目 一 災害等の発生時における行動に関する事項 二 救急救命措置及び医療対応に関する基礎的な事項 三 その他災害の発生時における適切な対応等危機管理に関する事項	おおむね一時間以上

#### 備考

通訳案内研修については、別表上欄に掲げる事項のほか、全国通訳案内士の品位の保持及び資質の向上を図るための研修を、登録研修機関の判断により、独自に実施することができる。

研修告示の他に登録研修教材の基準となるものではなく、登録研修教材の基準に具体性を持たせる必要がある。現在、登録研修機関は登録研修教材の参考として観光庁研修テキスト（以下「テキスト」という。）<sup>(※)</sup>を利用していることから、テキストの全部又は一部を使用し、又は参考とすることが研修告示に規定する登録研修教材の基準を満たすものであることを明示するため、観光庁から登録研修機関へ文書で周知することが適当である。また、テキストについては、昨今の状況を反映させていく観点から、5年ごとを目安として改訂を行うこと、法改正等重要事項に関する内容についてはテキストの追補等を毎年行うことによって正確性を期することが求められる。

(※) 観光庁研修テキスト：通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 50 号）により全国通訳案内士試験に「通訳案内の実務」の科目が追加されたことに伴い、通訳案内士法の一部改正に伴う経過措置（同法附則第 3 条第 3 項）として、2017 年度（平成 29 年度）までに資格を取得した通訳案内士に対して「通訳案内の実務」に関する知識を補うための研修（観光庁研修）の受講を義務付けた。この研修は観光庁長官が行うものとされており、研修を実施するために 2017 年（平成 29 年）に観光庁が作成し、2017 年度（平成 29 年度）から 2019 年度（同 31 年度）までの間に研修資料として使用していたものが観光庁研修テキストである。  
現在、観光庁研修は実施されていないものの、2018 年（平成 30 年）3 月以降、観光庁研修テキストは全国通訳案内士試験の「通訳案内の実務筆記試験」の試験範囲となっている。

これらにより、登録研修機関における、登録研修教材及び修了試験問題についても定期的な見直しが必要となるところ、登録研修教材及び修了試験の水準を維持・向上させるためにも、登録研修機関が主体となり、登録研修機関間及び登録研修機関と観光庁の間の意見交換を行う場（協議会等）を年 1 回程度開催することが望ましい。

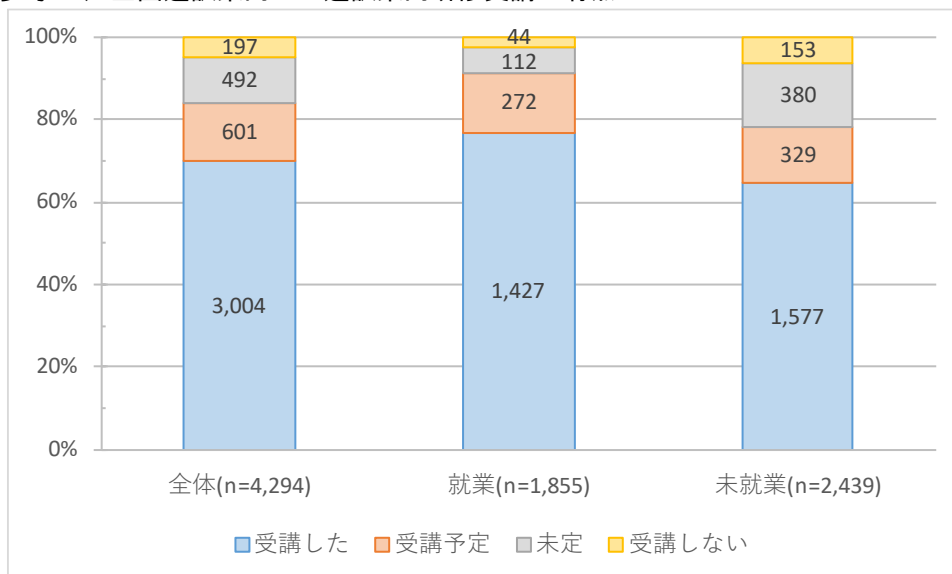
なお、登録研修機関の研修状況を確認するための立入検査（通訳案内士法第 49 条）が、本研修制度が施行された 2018 年（平成 30 年）以後、これまで行われていないところ、今後は、研修実施状況等の確認のために定期的にこれを実施するべきであり、遅くとも 2024 年度（令和 6 年度）から開始するよう求めたい。

#### ②期限内に研修を受講しない者への対応

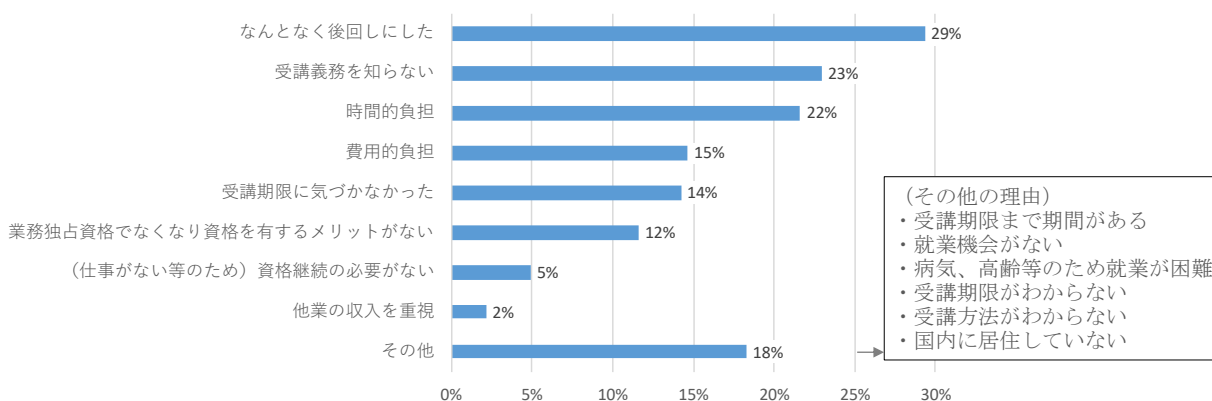
他方で研修を受講する全国通訳案内士についても、法定期限内に通訳案内研修を受講しない者がいることへの対応も必要である。観光庁や都道府県においては、これまで累次に渡り通訳案内研修の案内や受講義務について周知している。現在、全国通訳案内士登録者 26,848 名のうち、2023 年度（令和 5 年度）末までの間に受講が必要である者の未受講者数（2024 年（令和 6 年）1 月時点）は約 1 万 4 千名に上る。一方で全国通訳案内士に対するアンケート

調査における通訳案内研修に関する回答では、84%が受講済み又は受講予定と高い受講率であり、さらに就業中の者に限ってみると9割超が受講済み又は受講予定となっていた。本調査に回答があった者が就業中の全国通訳案内士すべてではないものの、調査回答の傾向からは就業中又は就業意思のある全国通訳案内士においては概ね受講期限までの研修受講が行われているのではないかと推測される。なお、全国通訳案内士登録者の状況と調査結果の乖離については、通訳案内士法では業務の廃止等の届出を都道府県知事に行うことを規定している（通訳案内士法施行規則第21条）ものの、登録に更新制度はないことから、廃止等届出をしていない者も多数いるとみられることが要因の1つであると考えられる。

(参考 18) 全国通訳案内士の通訳案内研修受講の有無



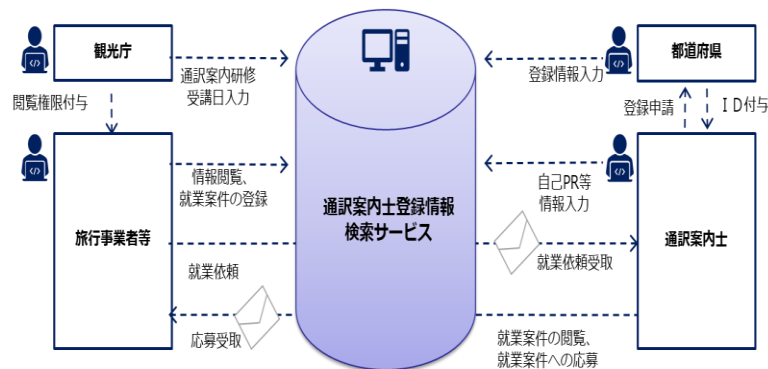
(参考 19) 通訳案内研修未受講（未定、受講しない）の理由（複数回答、n=689）



全国通訳案内士の名称を使用し業務に従事している全国通訳案内士の研修受講義務違反に対しては、都道府県知事による全国通訳案内士の登録の取消しや期間を定めて全国通訳案内士の名称の使用の停止を命ずる（通訳案内士法第25条第3項）措置を講ずるなどの対応を行うべきである。また、研修受講義務については、研修の案内を郵送して周知することは費用対効果からも適当ではないことから、受講義務違反に対する注意を電子メール（全国通訳案内士登録情報検索サービスにメールアドレスの登録のある者を対象）により行っていくべきである。これらに加え、例えば、旅行会社等に対しガイド（通訳案内）を手配する際に通訳

案内研修の受講履歴を確認できるようにする、受講履歴を全国通訳案内士登録証（以下「登録証」という。）記載事項とするなど、ガイドを依頼する者がガイドを行う全国通訳案内士の通訳案内研修の受講状況を確認できる方策についても検討を行う必要がある。

（参考 20）全国通訳案内士登録情報検索サービス（イメージ）

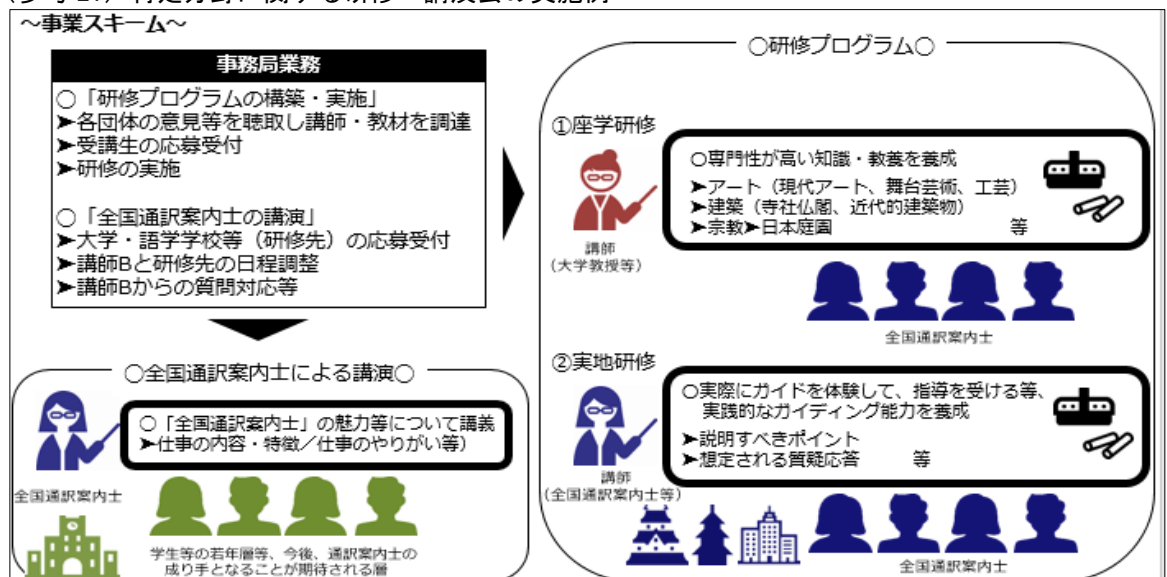


なお、本議論の際、登録を受けた事項に変更を届け出る手続きの際、登録証を提出してしまうため、その間の業務において登録証の提示義務を果たせないとの意見があったことから、届出手続の改善についてもあわせて検討願いたい。

### (3)全国通訳案内士の復帰等支援及び認知度向上

新規全国通訳案内士やコロナ禍からの復職者といった経験が浅い又はブランクのある全国通訳案内士においては、実地訓練を含むガイディング能力を習得等する機会を与える必要があり、2022年度（令和4年度）より観光庁において復職者等支援の研修事業が実施されている。また、認知度の向上を目的として、大学・語学学校等へ全国通訳案内士を派遣し魅力等について講義を行う事業も実施されている。

（参考 21）特定分野に関する研修・講演会の実施例



これらの事業は継続することにより、より多くの全国通訳案内士の底上げが図られるものと認められることから、引き続き実施ができるよう取り組まれることを求めたい。

また、全国通訳案内士は、国家試験によって一定の水準以上であると認められた者であること、旅行業者等に全国通訳案内士又は地域通訳案内士の同行の有無を記載した書面交付義務を

課している（旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 12 条の 4 第 2 項）ことに鑑みれば高度な知識と専門性をもってガイド人材を牽引することが期待される。

そのような全国通訳案内士への信頼性確保の観点及び通訳案内士制度がより広く周知されることを目的に、バッジ等の着用についての検討を 2016 年度（平成 28 年度）から行い、2020 年（令和 2 年）3 月にはバッジのデザインが決定されている。他方、バッジの製造、管理、付与等の運用方法については、その具体化ができておらず導入には至っていない。他の資格におけるバッジの取扱いでは、当該資格を有する者が登録等をする団体が管理等を行っているところ、全国通訳案内士が加入する団体からは、バッジの製造及び配布管理に係る負担に対するメリットがないことなどの理由から団体における管理が困難である等の意見があった。このことからバッジの着用を義務とはせず、観光庁が、通訳案内士団体におけるバッジ製造・管理等に係る条件を提示することで、バッジを自ら作成し、及び使用することを望む通訳案内士団体があった場合に、バッジが使用できるような仕組みを構築することも一案である。

## 5. おわりに

今回、通訳案内士法上の有資格者に係る主要な課題については、一定の整理を行ったが、今後、所要の検討を行いつつ、試験運営事務や研修事務、認知度の向上策について、関係する団体等との意見交換を通じて、試験実施や研修実施への影響などの課題の有無を確認しながら取り組むことが望まれる。また、多様な主体の外国語ガイドについては、初めて調査を行い実態の一部を把握することができたが、引き続き、可能な範囲で実態把握に努められたい。

なお、観光コンテンツ充実のためのローカルガイド人材の確保、育成について、観光庁において有識者会議を行っているところと承知しており、本検討会における議論も参考にしつつ観光庁内における情報共有・連携のもと、有識者会議の議論が進むことを期待する。

これらの取組により、ガイド人材の利用が拡大することで訪日外国人旅行者のニーズに貢献できることを期待する。

## ガイド人材の活性化に係る検討会 委員等名簿

(敬称略、50音順)

<委員>	阿久澤 達也	東京都産業労働局観光部地域振興担当課長 (~R6.3.31)
	伊藤 淳子	日本観光通訳協会会長
(委員長)	上杉 恵美	明海大学ホスピタリティ・ツーリズム学部 ホスピタリティ・ツーリズム学科教授
	門井 淳	東京都産業労働局観光部地域振興担当課長 (R6.4.1~)
	小池 修司	弁護士 (畑法律事務所)
	齊藤 利治	(株) JTB グローバルマーケティング&トラベル 仕入商品企画部オペレーション課課長
(委員長代理)	高島 美江	早稲田大学日本語教育センター講師 東洋大学国際観光学部国際観光学科非常勤講師
	中山 理映子	日本政府観光局 (JNTO) 理事
	廣岡 伸雄	日本観光振興協会調査研究部門国際業務部長 兼観光地域づくり・人材育成部門観光地域マネジメント部長
	松本 美江	全日本通訳案内士連盟理事長
	山田 和夫	日本旅行業協会訪日旅行推進部部長
	山田 桂一郎	JTIC SWISS (スイスツェルマットインフ ォメーションセンター) 代表
	米原 亮三	日本文化体験交流塾理事長
	ランデル 洋子	通訳ガイド・コミュニケーションスキル研究会 理事長
<オブザーバー>	水谷 浩	中国語通訳案内士協会副会長理事